

令和3年2月20日

第2回曾於市農業委員会總會議事録

曾於市農業委員会



## 第2回曾於市農業委員会総会

1 開会年月日

令和3年2月19日（金） 午前9時00分

2 場 所

曾於市役所 財部支所3階 大会議室（1・2・3）

3 出席委員

1番	○○○○○	2番	○○○○○	3番	○○○○○
4番	○○○○○	5番	○○○○○	6番	○○○○○
7番	○○○○○	8番	○○○○○	9番	○○○○○
10番	○○○○○	11番	○○○○○	12番	○○○○○
13番	○○○○○	14番	○○○○○	15番	○○○○○
16番	○○○○○	17番	○○○○○	18番	○○○○○
19番	○○○○○				

4 欠席委員

5 議事録署名委員

14番 ○○○○○ , 15番 ○○○○○

6 職務のため出席した者の職, 氏名

事務局	局長	○○○○○	次長	○○○○○
	農地係長	○○○○○	農政係長	○○○○○
末吉分室	農地係長	○○○○○	農地係	○○○○○
大隅分室	農地係長	○○○○○	農地係	○○○○○
農林振興課	農政係	○○○○○		

7 閉会年月日

令和3年2月19日（金） 午前11時30分

## 令和3年第2回農業委員会総会日程

### 1 開 会

### 2 議事録署名委員の指名

### 3 付議事項

#### (1) 議案

議案第 8 号 農地法第 3 条 賃貸借権及び使用貸借権設定による許可申請について

議案第 9 号 農地法第 3 条 所有権移転による許可申請について

議案第 10 号 農業振興地域の整備に関する法律第 13 条 農業振興地域整備計画の変更申請について

議案第 11 号 農地法第 4 条による許可申請について

議案第 12 号 農地法第 5 条による許可申請について

議案第 13 号 非農地証明願について

議案第 14 号 農地の用途変更届について

議案第 15 号 農用地等のあっせんについて

議案第 16 号 農用地利用集積計画について (利用権設定)

議案第 17 号 農用地利用集積計画について (所有権移転)

#### (2) 報告第 2 号 合意解約等の報告

### 4 閉 会





周辺の農地に影響もなく、農地法第3条第2項各号には該当しないので、許可相当と考えます。以上で調査報告を終わります。

○3番委員（○○○○○）

受理番号大隅23号について、2月10日に現地調査を行いましたので報告致します。全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件については、特に問題はありません。調査結果の総合意見は、譲受人は、取得する農地には、甘藷を作付けされる予定で、周辺の農地に影響もなく、農地法第3条第2項各号には該当しないので、許可相当と考えます。譲渡人と譲受人の父親が従弟で、譲渡人は、千葉県在住で管理できないため、譲受人に贈与するとの事です。調査員は私と○○○○○委員と事務局の○○○○○さんで調査致しました。以上で調査報告を終わります。

○6番委員（○○○○○）

受理番号財部24号について、2月11日に現地調査を行いましたので報告致します。全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件については、特に問題はありません。調査結果の総合意見は、譲受人は、取得する農地には、牧草を作付けされる予定であり、周辺の農地に影響もなく、農地法第3条第2項各号には該当しないので、許可相当と考えます。以上で調査報告を終わります。

○14番委員（○○○○○）

受理番号財部25号について、2月7日に現地調査を行いましたので報告致します。全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件については、特に問題はありません。調査結果の総合意見は、譲受人は、取得する農地には、水稻を作付けされる予定であり、周辺の農地に影響もなく、農地法第3条第2項各号には該当しないので、許可相当と考えます。続きまして、受理番号財部26号について、2月6日に現地調査を行いましたので報告致します。全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件については、特に問題はありません。調査結果の総合意見は、譲受人は、取得する農地には、水稻を作付けされる予定であり、周辺の農地に影響もなく、農地法第3条第2項各号には該当しないので、許可相当と考えます。以上で調査報告を終わります。

○議長（○○○○○会長）

ただ今の報告に対して、質疑、意見はありませんか。  
（「はい」の声あり）

○2番委員（○○○○○）

末吉18号についてお尋ねします。参考のためにお伺いします。7反とありますが1枚でですか。10a当たり66,000円ですが、こんなに安いのですか。

○11番委員（○○○○○）

山が隣で西側がほとんど影になります。以上です。

○議長（○○○○○会長）

○○○○○委員よろしいですか。

○2番委員（○○○○○）

はい

○議長（○○○○○会長）

他にございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（○○○○○会長）

議案第9号農地法第3条所有権移転による許可申請については、許可することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（○○○○○会長）

ご異議ありませんので、本案は、許可することに決定致しました。

○議長（○○○○○会長）

次に議案第10号農業振興地域の整備に関する法律第13条農業振興地域整備計画の変更申請についてを議題と致します。事務局長に説明させます。

○事務局（○○○○○局長）

それでは4ページになります。議案第10号について、ご説明致します。受理番号末吉17号、土地の所在地は、末吉町二之方本明渡り○○○○○他1筆、地目は田で、合計面積1,002㎡です。申請人は、末吉町二之方の○○○○○、所有者は、都城市梅北町の○○○○○です。転用目的は、牛舎及び堆肥舎です。変更理由は、現在、牛を飼育していますが、経営規模拡大を図るため、申請地に牛舎等を建築したいという事で5条と同時申請です。変更区分は、用途変更です。他5件です。よろしく願い致します。

○議長（○○○○○会長）

ただ今説明致しましたが、本件については、調査委員において現地調査を行っておりますので、順次報告を求めます。

○12番委員（○○○○○）

受理番号末吉17号について、2月7日に現地調査致しましたので報告致します。申請地は、川内東自治会内にある農地です。周囲の状況は、東が田、西が田、南が宅地、北が田であります。目的実現の確実性は、通帳の写しが添付されている事から確実と思います。位置としましては、農用地区域内農地に該当します。計画面積については、全体面積1,002㎡に牛舎及び堆肥舎387㎡を建築するもので適当と思います。排水等については、雨水は水路放流、汚水は、オガクズ処理で適当と思います。被害防除につきましては、誓約書も添付されており特に問題はないと思われます。道路条件については、良好です。公害関係については、特に問題はありません。調査結果の総合意見は、申請地は、農用地区域内農地ですが、不許可の例外の農用地利用計画指定用途に該当するため、牛舎及び堆肥舎を建築する事から、用途変更やむを得ないという意見の一致をみて許可意見です。調査日は2月10日で、調査員は私と○○○○○委員と事務局の○○○○○係長で調査致しました。以上で調査報告を終わります。

○10番委員（○○○○○）

受理番号末吉18号を現地調査致しましたので報告致します。申請地は、大園下自治会内にある農地です。周囲の状況は、東が道路を挟んで田、西が道路を挟んで田、南が田、北が田であります。目的実現の確実性は、農業用資材置き場を設置する具体的計画があり実現確実と思います。位置としましては、農用地区域内農地に該当します。計画面積については、農業用資材置き場を設置する面積2,473㎡には、同種施設の規模状況からみて適当と思われます。排水等については、雨水は浸透枿と自然流下で、汚水・生活排水はありません。被害防除については、誓約書が添付されている事から特に問題ないと思われます。道路条件については、良好です。公害関係については、特に問題はありません。調査結果の総合意見は、農用地区域内農地に該当しますが、不許可の例外である農用地利用計画指定用途に該当し、ロールバージサイレージ置き場として転用やむを得ないという意見の一致をみました。また、隣地に牛舎と堆肥舎を建築する予定で、牛も35頭から70頭へと規模拡大する予定との事でした。調査日は2月10日で、調査員は私と○○○○○委員と事務局の○○○○○係長で調査致しました。続きまして、受理番号末吉19号を現地調査致しましたので報告致します。申請地は、見帰自治会内にある農地です。周囲の状況は、東が畑、西が道路を挟んで畑、南が畑、北が畑であります。目的実現の確実性は、農業用倉庫を設置する具体的計画があり確実です。位置としましては、農用地区域内農地に該当します。計画面積については、全体面積845㎡のうち58㎡で適当と思われます。排水等については、小規模倉庫のため、雨水は自然流下で適当と思われます。被害防除につきましては、誓約書が添付されている事から特に問題はないと思われます。



ただ今の報告に対して、質疑、意見はありませんか。

(「はい」の声あり)

○11 番委員 (○○○○○)

財部 21 号についてお伺いします。参考資料の始末書の中に何年頃建てたと日付がないですが、こういう状態でよろしいのでしょうか。

○事務局 (○○○○○係長)

何年頃建てたか確認して、県に進達したいと思います。以上です。

○議長 (○○○○○会長)

よろしいですか。○○○○○委員

○11 番委員 (○○○○○)

はい

○6 番委員 (○○○○○)

財部 20 号と 21 号ですが、地元なので報告させて下さい。毎年、農地パトロールをする前に校区の皆さんには、無断転用や不耕作について話をしてきました。○○○○○さんの件については、梅と柿が入っていたものですから私の見落としでしたので、一緒になって転用申請をしました。○○○○○さんについては、農業委員を何十年もされていたのですが、まさか転用していないとは思いませんでした。始末書・顛末書を付けてありますが、悪質ではないかと思います。しっかりと審議いただきたいと思います。

○議長 (○○○○○会長)

○○○○○委員が言われるように、意図的なのかそれとも本当に解らずの始末書なのか判断が難しいところだと思います。今回の件については、注意指導して保留にしないという事でどうでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 (○○○○○会長)

他にございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 (○○○○○会長)

議案第 10 号農業振興地域の整備に関する法律第 13 条農業振興地域整備計画の変更申請については、除外、用途変更やむを得ないとする意見書を市長へ提出することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 (○○○○○会長)

ご異議ありませんので、本案は、除外、用途変更やむを得ないとする意見書を市長へ提出することに決定致しました。次に議案第 11 号農地法第 4 条による許可申請についてを議題と致します。事務局長に説明させます。

○事務局 (○○○○○)

それでは 6 ページになります。議案第 11 号について、ご説明申し上げます。受理番号末吉 1 号、土地の所在地が、末吉町諏訪方今諏訪○○○○○、地目は畑で、面積 1,532 m<sup>2</sup>の内 475 m<sup>2</sup>です。申請人は、末吉町諏訪方の○○○○○で、転用目的は、一般住宅です。理由につきましては、現在借家に居住していますが、手狭なため自己の住宅を新築したいという事です。農振区分は、外です。他 1 件です。よろしくお願い致します。

○議長 (○○○○○会長)

ただ今説明致しましたが、本件については、調査委員において現地調査を行っておりますので、順次報告を求めます。

○8 番委員 (○○○○○)

受理番号末吉 1 号を現地調査しましたので報告致します。申請地は、東法楽寺自治会にある農地



くなるためという事です。農振区分は、同時申請です。他 11 件です。よろしくお願ひ致します。

○議長 (○○○○○会長)

ただ今説明致しましたが、本件については、調査委員において現地調査を行っておりますので、順次報告を求めます。

○10 番委員 (○○○○○)

受理番号末吉 12 号を 2 月 10 日に現地調査致しましたので報告致します。これは、先程の農振除外で説明しましたので、調査結果の総合意見のみ報告致します。申請地は、農用地区域内農地に該当しますが、不許可の例外である農用地利用計画指定用途に該当し、ロールベージサイレージ置き場として転用やむを得ないという意見の一致をみました。また、隣地に牛舎と堆肥舎を建築する予定で、牛も 35 頭から 70 頭へと規模拡大する予定との事でした。調査員は、私と○○○○○委員と事務局より○○○○○係長で調査致しました。以上で調査報告を終わります。

○12 番委員 (○○○○○)

受理番号末吉 13 号・14 号を現地調査しましたので報告致します。13 号は、先程の除外の末吉 17 号で報告致しましたので、調査結果の総合意見のみ報告致します。調査結果の総合意見は、申請地は、農用地区域内農地ですが、不許可の例外の農用地利用計画指定用途に該当するため、牛舎及び堆肥舎を建築する事から、転用やむを得ないという意見の一致をみて許可意見です。調査日は 2 月 10 日、調査員は、私と○○○○○委員と事務局より○○○○○さんで調査致しました。続きまして、受理番号末吉 14 号ですが、申請地は、丸尾自治会内にある農地です。周囲の状況は、東が畑、西が道路を挟んで畑、南が宅地、北が畑です。目的実現の確実性は、住宅ローン等審査結果通知書が添付されている事から確実と思います。位置としましては、第一種農地の集落接続施設に該当します。計画面積については、全体面積 476 m<sup>2</sup>に一般住宅・カーポートを建築するもので適当と思います。排水等については、雨水は水路放流、生活排水は、合併浄化槽に放流するもので適当と思います。被害防除については、誓約書も添付されているため、特に問題はないと思います。道路条件については、良好です。公害関係については、特に問題ありません。調査結果の総合意見は、申請地は、第一種農地の不許可の例外の集落接続施設に該当し、一般住宅・カーポートを建築する事から、転用やむを得ないとする意見の一致をみました。調査日は 2 月 10 日、調査員は、私と○○○○○委員と事務局より○○○○○さんで調査致しました。以上で調査報告を終わります。

○8 番委員 (○○○○○)

受理番号末吉 15 号について、2 月 10 日に現地調査致しましたので報告致します。申請地は、小倉自治会内にある農地です。周囲の状況は、東が畑、西が畑、南が道路を挟んで山林、北が雑種地です。目的実現の確実性は、通帳の写しが添付されている事から確実と思います。位置としましては、農地の広がりがない事から第二種農地に該当します。計画面積については、全体面積 924 m<sup>2</sup>に太陽光発電施設 547 m<sup>2</sup>を設置するもので適当と思います。排水等については、雨水は自然流下で、浸透枡を設置するもので適当と思います。被害防除については、雨水や土砂流出防止のため、畦畔盛土をし、誓約書も添付されているため、特に問題はないと思います。道路条件については、良好です。公害関係については、特に問題ありません。調査結果の総合意見は、申請地は、第二種農地のその他の農地に該当します。申請人は、太陽光発電施設等を設置する事から、転用やむを得ないとする意見の一致をみました。調査員は、私と○○○○○委員と事務局より○○○○○さんで調査致しました。以上で調査報告を終わります。

○13 番委員 (○○○○○)

受理番号末吉 16 号について、2 月 10 日に現地調査致しましたので報告致します。申請地は、小倉自治会内にある農地です。周囲の状況は、東が原野、西が畑、南が道路を挟んで山林、北が雑種地及び宅地です。目的実現の確実性は、通帳の写しや融資証明書が添付されている事から確実と思います。位置としましては、農地の広がりがない事から第二種農地に該当します。計画面積については、全体面積 2,439 m<sup>2</sup>に太陽光発電施設 1,807 m<sup>2</sup>を設置するもので適当と思います。排水等につ

いては、雨水は自然流下及び浸透柵を設置するもので適当と思います。被害防除については、雨水や土砂流出防止のため、畦畔盛土をし、隣接する山林の地権者に許可を取り、誓約書も添付されているため、特に問題はないと思います。道路条件については、良好です。公害関係については、特に問題ありません。調査結果の総合意見は、申請地は、第二種農地のその他の農地に該当します。申請人は、太陽光発電施設等を設置する事から、転用やむを得ないとする意見の一致をみました。調査員は、私と〇〇〇〇〇委員と事務局より〇〇〇〇〇〇さんで調査致しました。続きまして、受理番号末吉17号について、2月10日に現地調査致しましたので報告致します。申請地は、下新地自治会内にある農地です。周囲の状況は、東が宅地、西が畑、南が道路、北が宅地です。目的実現の確実性は、住宅ローン等審査結果通知書が添付されている事から確実と思います。位置としましては、第三種農地の都市計画用途地域内農地に該当します。計画面積については、申請面積86㎡に隣接する宅地276.87㎡を加えた362.87㎡を一体利用し、一般住宅73.9㎡を建築するもので適当と思います。排水等については、雨水は水路放流し、汚水生活雑排水については、公共下水道に流すもので適当と思います。被害防除については、境界に沿ってブロックを積むので特に問題はないと思います。道路条件については、良好です。公害関係については、特に問題ありません。調査結果の総合意見は、申請地は、第三種農地の都市計画用途地域内農地に該当し、一般住宅を建築する事から、転用やむを得ないとする意見の一致をみました。調査員は、私と〇〇〇〇〇委員と事務局より〇〇〇〇〇〇さんで調査致しました。以上で調査報告を終わります。

#### ○3番委員（〇〇〇〇〇）

受理番号大隅18号について、2月10日に現地調査致しましたので報告致します。申請地は、東桜ヶ丘自治会内にある農地です。周囲の状況は、東が宅地、西が市道を挟んで畑、南が市道を挟んで畑、北が畑です。目的実現の確実性は、申請人は、鹿屋市で不動産業を営む法人です。申請地は、建売住宅及び駐車場を設置するもので、資金調達については、残高証明書が添付されている事から確実と思います。位置としましては、第一種農地に該当します。計画面積については、申請面積906㎡に建売住宅3棟と駐車場を設置するもので適当と思います。排水等については、雨水は水路放流し、汚水生活雑排水については、合併浄化槽を設置し、南側の水路に放流するので適当と思います。被害防除については、特に問題はないと思います。道路条件については、良好です。公害関係については、特に問題ありません。調査結果の総合意見は、申請地は、土地改良事業が施工された農地の広がり10ha以上の第一種農地ですが、周辺には、宅地化が進み不許可の例外である集落接続施設に該当する事から、転用やむを得ないとする意見の一致をみました。調査員は、私と〇〇〇〇〇委員と事務局より〇〇〇〇〇〇さんで調査致しました。以上で調査報告を終わります。

#### ○3番委員（〇〇〇〇〇）

受理番号財部19号・20号・21号について、2月10日に現地調査致しましたので報告致します。財部19号ですが、申請地は、JR北俣駅周辺にある農地です。周囲の状況は、東が田、西が河川、南が河川、北が田と道路です。目的実現の確実性は、自己資金で金融機関の残高証明書が添付してあります。また、再生可能エネルギー認定通知、九電の系統連系契約が添付してあり確実と思います。位置としましては、JR北俣駅から300m以内にある事から第三種農地に該当します。計画面積については、太陽光発電施設を設置する面積1,179㎡は、同種施設の規模状況からみても適当と思います。排水等については、雨水は自然流下で適当と思います。被害防除については、周囲に防護柵を設置します。また、被害防除に関する誓約書も添付されており、特に問題はないと思います。道路条件については、良好です。公害関係については、特に問題ありません。調査結果の総合意見は、申請地は、第三種農地の300m以内の農地に該当します。申請人は、太陽光発電施設を設置し、売電収益で生活安定を図るものです。また、隣接地に被害が生じないように指導を行い転用やむを得ないとする意見の一致をみました。なお、令和2年7月27日付けで除外の変更認可通知は出ております。続きまして、受理番号財部20号について報告致します。申請地は、金丸自治会内にある農地です。周囲の状況は、東が雑種地、西が田、南が田、北が道路を挟んで田と原野です。目的

実現の確実性は、自己資金で金融機関の残高証明書が添付してあります。また、再生可能エネルギー認定通知、九電の系統連系契約が添付してあり確実と思います。位置としましては、農地の広がりがない事から第二種農地に該当します。計画面積については、太陽光発電施設を設置する面積1,332㎡は、同種施設の規模状況からみても適当と思います。排水等については、雨水は自然流下で適当と思います。被害防除については、周囲に防護柵を設置します。また、被害防除に関する誓約書も添付されており特に問題はないと思います。道路条件については、良好です。公害関係については、特に問題ありません。調査結果の総合意見は、申請地は、第二種農地のその他の農地に該当します。申請人は、太陽光発電施設を設置し、売電収益で生活安定を図るものです。また、隣接地に被害が生じないように指導を行い転用やむを得ないとする意見の一致をみました。なお、令和2年7月27日付けで除外の変更認可通知は出ております。続きまして、受理番号財部21号を現地調査しましたので報告致します。申請地は、溝ノ口自治会にある農地です。周囲の状況は、東が田と宅地、西が田、南が田、北が宅地であります。目的実現の確実性は、金融機関の融資証明書が添付されており確実と思います。位置としましては、農用地区域内農地に該当します。計画面積については、4条と同時申請で全体面積3,641㎡に牛舎等を設置する予定で、周囲の状況からみても適当と思います。一部の牛舎については、既に設置済です。排水等については、雨水は自然流下、家畜排泄物は、オガクズ吸着し、堆肥舎で攪拌処理するため適当と思います。被害防除につきましては、緩衝地を設けます。また、被害防除に関する誓約書も添付されており、特に問題はありません。道路条件については、良好です。公害関係については、特に問題はありません。調査結果の総合意見は、申請地は、農用地区域内農地ですが、不許可の例外である農用地利用計画指定用途に該当します。申請人は、現在牛を飼育していますが、増頭を考慮しており、牛舎等を新たに設置するもので、始末書も添付されており、転用やむを得ないという意見の一致をみました。調査日は2月10日で、調査員は私と〇〇〇〇〇委員と事務局の〇〇〇〇〇係長で調査致しました。以上で調査報告を終わります。

○7番委員（〇〇〇〇〇）

受理番号財部22号を現地調査致しましたので報告致します。なお、先程の議案第10号の財部21号と同時申請ですので、調査結果の総合意見のみ報告致します。調査結果の総合意見は、申請地は、農用地区域内農地であります。不許可の例外である農用地利用計画指定用途に該当します。申請人は、現在牛を飼育していますが、増頭を考慮しており、牛舎等を新たに設置するもので、始末書も添付されている事から、転用やむを得ないという意見の一致をみました。調査日は2月10日で、調査員は私と〇〇〇〇〇委員と事務局の〇〇〇〇〇さんで調査致しました。続きまして、受理番号財部23号を現地調査致しましたので報告致します。こちらも先程の議案第10号の財部22号と同時申請ですので、調査結果の総合意見のみ報告致します。調査結果の総合意見は、申請地は、第一種農地であります。周囲に住居がある事から、不許可の例外である集落接続施設に該当します。申請人は、住宅需要のある申請地に賃貸住宅を新築し、家賃収入を得て生活安定を図るもので、転用やむを得ないとの意見の一致をみて許可意見です。調査日は2月10日で、調査員は私と〇〇〇〇〇委員と事務局の〇〇〇〇〇さんで調査致しました。以上で調査報告を終わります。

○議長（〇〇〇〇〇会長）

ただ今の報告に対して、質疑、意見はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（〇〇〇〇〇会長）

議案第12号農地法5条による許可申請については、許可相当の意見を付して県知事へ進達することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（〇〇〇〇〇会長）

ご異議ありませんので、本案は、許可相当の意見を付して県知事へ進達する事に決定致しました。

次に議案第13号非農地証明願についてを議題と致します。事務局長に説明させます。

○事務局（〇〇〇〇〇〇局長）

それでは、10ページになります。議案第13号について、ご説明申し上げます。受理番号大隅4号、土地の所在地が大隅町大谷加治塚〇〇〇〇〇〇、地目は畑、面積430㎡です。申請人は、大隅町大谷の〇〇〇〇〇〇で、経緯につきましては、昭和60年2月頃に乾燥室・農機具倉庫を建築してまいりましたという事です。他1件です。よろしくお願い致します。

○議長（〇〇〇〇〇〇会長）

ただ今説明致しましたが、本件については、調査委員において現地調査を行っておりますので、順次報告を求めます。

○5番委員（〇〇〇〇〇〇）

受理番号大隅4号について報告致します。調査日は、2月10日に行いました。申請地は、大川原自治会内にある農地です。周囲の状況は、東が道路、西が道路、南が山林、北が道路です。記載事項と現地は、合致しております。違反転用により改善指導は、受けておりません。申請地は、隣接する農地はありません。その他、農地法上特に問題はありません。建築後35年以上経過しており、現在も使用中です。調査結果の総合意見は、申請地は、農業公共投資の対象になっていない第二種農地に該当しており、申請人の父が昭和60年頃許可を受けずに農機具倉庫と乾燥室を設置したもので、始末書による追認であり、農地への復元は、著しく困難と思われる事から農地法第2条第1項の対象とならない土地であるとの意見の一致致をみました。調査員は、私と〇〇〇〇〇〇委員、事務局の〇〇〇〇〇〇さんで行いました。以上で報告を終わります。

○2番委員（〇〇〇〇〇〇）

受理番号財部5号について報告致します。調査日は、2月10日に行いました。申請地は、大川原自治会内にある農地です。周囲の状況は、東が道路を挟んで田、西が非農地通知済、南が田、北が道路挟んで宅地です。記載事項と現地は、合致しております。違反転用により改善指導は、受けておりません。申請地は、西側・南側に農地がありますが、雨水等の流入はなく影響ありません。その他、農地法上特に問題はありません。申請地は、昭和43年頃に亡夫が自宅兼店舗を設置しており、建築後20年以上が経過しています。調査結果の総合意見は、昭和43年頃に亡夫が自宅兼店舗を建築しましたが、その際、農地に設置していたものです。現在、申請人が利用しており、設置後20年以上経過しており、農地への復元は、著しく困難と思われる事から農地法第2条第1項の対象とならない土地であるとの意見の一致致をみました。調査員は、私と〇〇〇〇〇〇委員、事務局の〇〇〇〇〇〇さんで行いました。以上で報告を終わります。

○議長（〇〇〇〇〇〇会長）

ただ今の報告に対して、質疑、意見はありませんか。  
（「なし」の声あり）

○議長（〇〇〇〇〇〇会長）

議案第13号非農地証明願については、申し出のとおり許可することにご異議ありませんか。  
（「異議なし」の声あり）

○議長（〇〇〇〇〇〇会長）

ご異議ありませんので、本案は、申し出のとおり許可する事に決定致しました。

次に議案第14号農地の用途変更届についてを議題と致します。事務局長に説明させます。

○事務局（〇〇〇〇〇〇局長）

それでは11ページになります。議案第14号について、ご説明申し上げます。受理番号末吉1号、土地の所在地が末吉町南之郷見帰〇〇〇〇〇〇、地目畑、面積845㎡のうち58㎡です。申請人が末吉町南之郷の〇〇〇〇〇〇で、転用目的が農業用倉庫で昭和50年2月頃建築したという事で、始末書が添付されております。他2件です。よろしくお願い致します。

○議長（〇〇〇〇〇〇会長）

ただ今説明致しましたが、本件については、調査委員において現地調査を行っておりますので、順次報告を求めます。

○10 番委員 (○○○○○)

受理番号末吉1号について現地調査致しましたので報告致します。この案件については、用途変更で説明致しておりますので、調査結果の総合意見のみ報告致します。調査結果の総合意見は、申請地は、農用地区域内農地に該当しますが、不許可の例外である農用地利用計画指定用途に該当し、農業用倉庫を設置している事から、転用やむを得ないとする意見の一致をみました。昭和50年頃に建てられており、始末書が添付されております。調査員は、私と○○○○○委員と事務局より○○○○○さんで調査致しました。以上で調査報告を終わります。

○7 番委員 (○○○○○)

受理番号財部2号について現地調査致しましたので報告致します。申請地は、新並木自治会内にある農地です。周囲の状況は、東が宅地、西が畑、南が宅地、北が宅地です。目的実現の確実性は、自己資金で建築するもので確実と思います。位置としましては、農地の広がりがない事から第二種農地に該当します。計画面積については、全体面積590㎡のうち30㎡に農業用作業場を設置する予定で、周囲の状況からみても適当と思います。排水等については、雨水は自然流下で適当と思います。被害防除については、特に問題はないと思います。道路条件については、良好です。公害関係については、特に問題ありません。調査結果の総合意見は、申請地は、第二種農地のその他農地に該当します。申請人は、隣接地にある農業用倉庫で作業を行っていましたが、手狭になったため、農業用作業場を設置するもので、200㎡を超えず、転用申請を要しない事から用途変更やむを得ないとする意見の一致をみました。調査日は2月10日、調査員は、私と○○○○○委員と事務局より○○○○○さんで調査致しました。続きまして、受理番号財部3号について現地調査致しましたので報告致します。申請地は、七村自治会付近にある農地です。周囲の状況は、東が道路を挟んで畑、西が道路を挟んで畑、南が道路を挟んで畑、北が畑です。目的実現の確実性は、既に転用済で始末書が添付されております。位置としましては、10ha以上の農地の広がりがある事から第一種農地に該当します。計画面積については、全体面積481㎡のうち105㎡に、堆肥舎は既に設置済で、周囲の状況からみても適当と思います。排水等については、雨水は自然流下で適当と思います。被害防除については、特に問題はないと思います。道路条件については、良好です。公害関係については、特に問題ありません。調査結果の総合意見は、申請地は、第一種農地に該当しますが、周囲に住宅がある事から不許可の例外の農業用施設に該当します。申請人は、平成15年に農地法の許可が必要と知らず堆肥舎を設置してしまいました。始末書も添付されており、200㎡を超えず転用申請を要しない事から、用途変更やむを得ないとする意見の一致をみました。調査日は2月10日、調査員は、私と○○○○○委員と事務局より○○○○○さんで調査致しました。以上で調査報告を終わります。

○議長 (○○○○○会長)

ただ今の報告に対して、質疑、意見はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 (○○○○○会長)

議案第14号農地の用途変更届については、申し出のとおり許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 (○○○○○会長)

ご異議ありませんので、本案は、申し出のとおり許可する事に決定致しました。

次に議案第15号農用地等のあっせんについてを議題と致します。事務局長に説明させます。

○事務局 (○○○○○局長)

それでは12ページになります。議案第15号について、ご説明申し上げます。受理番号末吉18

号、申出者が福岡県北九州市の〇〇〇〇〇〇で、申出地の所在が末吉町南之郷上岡野久尾〇〇〇〇  
〇他2筆、地目は全て畑、合計面積4,256㎡です。申出の内容は、貸したいです。他10件です。  
よろしくをお願いします。

○議長（〇〇〇〇〇〇会長）

ここで、あっせん委員を指名致します。末吉18については、12番〇〇〇〇〇〇委員、〇〇〇〇〇〇  
推進委員、末吉19については、2番〇〇〇〇〇〇委員、〇〇〇〇〇〇推進委員、末吉20については、  
私と〇〇〇〇〇〇推進委員、末吉21については、申請人が亡くなったため、取り下げとなります。  
大隅22については、8番〇〇〇〇〇〇委員、〇〇〇〇〇〇推進委員、大隅23については、19番〇〇  
〇〇〇〇委員、〇〇〇〇〇〇推進委員、大隅24については、15番〇〇〇〇〇〇委員、〇〇〇〇〇〇推進委  
員、財部25・26については、14番〇〇〇〇〇〇委員、〇〇〇〇〇〇推進委員、財部27については、  
3番〇〇〇〇〇〇委員、〇〇〇〇〇〇推進委員、財部28については、6番〇〇〇〇〇〇委員、〇〇〇〇〇  
〇推進委員を指名致します。よろしくをお願いします。

○議長（〇〇〇〇〇〇会長）

続いてあっせん委員の報告であります。受理番号順に順次報告をお願いします。

○17番委員（〇〇〇〇〇〇）

末吉87号は、継続でお願いします。

○9番委員（〇〇〇〇〇〇）

大隅89号は、打切でお願いします。

○14番委員（〇〇〇〇〇〇）

財部90号は、継続でお願いします。

○1番委員（〇〇〇〇〇〇）

末吉91号は、打切で、92・93号は、継続でお願いします。

○5番委員（〇〇〇〇〇〇）

末吉95・96・98号は、継続で、97号は、成立でお願いします。

○15番委員（〇〇〇〇〇〇）

大隅99号は、成立でお願いします。

○14番委員（〇〇〇〇〇〇）

財部100号は、継続でお願いします。

○7番委員（〇〇〇〇〇〇）

財部102・103号は、継続でお願いします。

○3番委員（〇〇〇〇〇〇）

財部104・105号は、継続でお願いします。

○1番委員（〇〇〇〇〇〇）

末吉1号は、継続でお願いします。

○2番委員（〇〇〇〇〇〇）

末吉2号は、継続でお願いします。

○17番委員（〇〇〇〇〇〇）

末吉3・4号は、継続でお願いします。

○4番委員（〇〇〇〇〇〇）

末吉5・6号は、継続でお願いします。

○5番委員（〇〇〇〇〇〇）

末吉7・8・9号は、継続でお願いします。

○18番委員（〇〇〇〇〇〇）

大隅10号は、継続でお願いします。

○10番委員（〇〇〇〇〇〇）

大隅 11 号は、打切でお願いします。

○19 番委員 (○○○○○)

大隅 12 号は、継続でお願いします。

○14 番委員 (○○○○○)

財部 13・14・15・16 号は、継続でお願いします。

○7 番委員 (○○○○○)

財部 17 号は、継続でお願いします。

○議長 (○○○○○会長)

大変ご苦勞様でした。継続については、引き続きお願い致します。

○議長 (○○○○○会長)

次に議案第 16 号農用地利用集積計画の利用権設定のうち新規 6 年以上 10 年未満大隅 21 再設定 6 年以上 10 年未満大隅 42・43 再設定 10 年以上末吉 72 を除いて議題と致します。本件については、農用地利用集積計画の利用権設定と中間管理事業に係る利用権設定とに分け、農用地利用集積計画の利用権設定は、期間ごとに中間管理事業に係る利用権設定は、一括して審査して差し支えありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 (○○○○○会長)

新規 3 年未満について、質疑、意見はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 (○○○○○会長)

新規 3 年以上 6 年未満について、質疑、意見はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 (○○○○○会長)

新規 6 年以上 10 年未満について、質疑、意見はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 (○○○○○会長)

新規 10 年以上について、質疑、意見はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 (○○○○○会長)

再設定 3 年未満について、質疑、意見はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 (○○○○○会長)

再設定 3 年以上 6 年未満について、質疑、意見はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 (○○○○○会長)

再設定 6 年以上 10 年未満について、質疑、意見はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 (○○○○○会長)

再設定 10 年以上について、質疑、意見はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 (○○○○○会長)

農地中間管理事業に係る利用権設定について、質疑、意見はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 (○○○○○会長)

議案第 16 号農用地利用集積計画の利用権設定のうち新規 6 年以上 10 年未満大隅 21 再設定 6 年

以上 10 年未満大隅 42・43 再設定 10 年以上末吉 72 を除いて、申出のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 (○○○○○会長)

ご異議ありませんので、本案は、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の規定に反しないので、申出のとおり決定致しました。

○議長 (○○○○○会長)

ここで○○○○○委員は、議事参与制限のため退席願います。

(「○○○○○委員退席」)

○議長 (○○○○○会長)

議案第 16 号農用地利用集積計画の利用権設定のうち新規 6 年以上 10 年未満大隅 21 再設定 6 年以上 10 年未満大隅 42・43 についてを議題といたします。

○議長 (○○○○○会長)

質疑、意見はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 (○○○○○会長)

議案第 16 号農用地利用集積計画の利用権設定のうち新規 6 年以上 10 年未満大隅 21 再設定 6 年以上 10 年未満大隅 42・43 については、申出のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 (○○○○○会長)

ご異議ありませんので、本案は、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の規定に反しないので、申出のとおり決定致しました。

○議長 (○○○○○会長)

○○○○○委員は、復席をお願いします。

(「○○○○○委員復席」)

○議長 (○○○○○会長)

ここで○○○○○委員は、議事参与制限のため退席願います。

(「○○○○○委員退席」)

○議長 (○○○○○会長)

議案第 16 号農用地利用集積計画の利用権設定のうち再設定 10 年以上末吉 72 についてを議題といたします。

○議長 (○○○○○会長)

質疑、意見はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 (○○○○○会長)

議案第 16 号農用地利用集積計画の利用権設定のうち再設定 10 年以上末吉 72 については、申出のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 (○○○○○会長)

ご異議ありませんので、本案は、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の規定に反しないので、申出のとおり決定致しました。

○議長 (○○○○○会長)

○○○○○委員は、復席をお願いします。

(「○○○○○委員復席」)

○議長 (○○○○○会長)

次に議案第17号農用地利用集積計画の所有権移転についてを議題と致します。

○議長（〇〇〇〇〇〇会長）

質疑・意見はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（〇〇〇〇〇〇会長）

議案第17号農用地利用集積計画の所有権移転については、申出のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（〇〇〇〇〇〇会長）

ご異議ありませんので、本案は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の規定に反しないので、申出のとおり決定致しました。

○議長（〇〇〇〇〇〇会長）

次に利用権の設定状況集計表を、事務局長に説明させます。

○事務局（〇〇〇〇〇〇局長）

それでは、利用権の設定状況集計表になります。2月分利用権設定の新規は、田が44筆で面積55,229㎡、畑が63筆で面積121,910㎡、計107筆で面積177,139㎡、件数は59件でございます。再設定は、田が37筆で面積44,707㎡、畑が142筆で面積273,359㎡、計179筆で面積318,066㎡、件数は111件でございます。所有権移転については、田が13筆で面積12,769㎡、畑が10筆で面積28,088㎡、計23筆で面積40,857㎡、件数は14件でございます。合計しますと309筆で面積536,062㎡、件数は184件となっております。以上でございます。

○議長（〇〇〇〇〇〇会長）

次に報告第2号合意解約等の報告については、総会資料の50ページから60ページですのでご覧下さい。

○議長（〇〇〇〇〇〇会長）

その他で何かありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（〇〇〇〇〇〇会長）

なければ事務局から事務連絡を致します。

○事務局（〇〇〇〇〇〇局長）

事務連絡（農業新聞等）

○事務局（〇〇〇〇〇〇係長）

事務連絡（農地利用最適化推進委員の現地調査及び総会出席について）

○事務局（〇〇〇〇〇〇係長）

農業委員会だよりについて（電話番号の取り扱いについて）・終期一覧について

○議長（〇〇〇〇〇〇会長）

以上で、令和3年第2回曾於市農業委員会総会を閉会致します。

○事務局（〇〇〇〇〇〇局長）

ご起立願います。一同礼。ご苦労様でした。

令和3年2月19日（金） 午前11時30分閉会

（議事録署名委員）

会 長

委員

委員